

# 構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
南魚沼市

2 構造改革特別区域の名称  
高等教育機関を活用した異文化理解特区

3 構造改革特別区域の範囲  
南魚沼市の全域

4 構造改革特別地域の特性

## (1) 地勢

南魚沼市は、新潟県南部の魚沼盆地に位置し、市域の総面積は 584.82 k m<sup>2</sup>で、新潟県の総面積の約 4.6%を占めている。

現在の市域は、明治 22 年 4 月の町村制施行により生まれた 37 村が、いわゆる「明治の大合併」を経て明治 39 年に集約されたことに始まる。その後「昭和の大合併」といわれる昭和 31 年から 32 年にかけての合併により旧大和町、旧六日町、旧塩沢町のかたちとなった。さらに「平成の大合併」により、平成 16 年 11 月 1 日に旧六日町と旧大和町の合併による市制施行で「南魚沼市」が誕生し、平成 17 年 10 月 1 日には旧塩沢町を編入合併し、人口 63,329 人（平成 17 年国勢調査）の新生「南魚沼市」となる。

市域中央部を北流する清流魚野川とその支流沿いには、南魚沼産コシヒカリを育む約 5,900ha の肥沃な水田が広がっている。市域の東には八海山、中ノ岳、駒ヶ岳、巻機山、丹後山などの名山、西には魚沼丘陵が連なり、それらを源として多くの溪流や清流が潤し、四季折々の変化に富んだ美しい自然環境に恵まれ、日本有数の豪雪地帯の条件を生かしたスキー場や温泉、レクリエーション施設など多くの観光資源を有している。

また、南魚沼市は関東と新潟県を結ぶ玄関口でもあり、これらをつなぐ交通の要衝として栄え、JR 上越線、JR 上越新幹線、ほくほく線の各停車駅や国道 17 号線、関越自動車道のインター 3 箇所を有するなど鉄道と道路の高速交通体制が整っている。

## (2) 市の将来像と教育理念

合併により南魚沼市は、豊かな自然や文化、伝統など先人から受け継いだ貴重な財産とともに、まちを支える多様な人材、地域特性を活かしたさまざまな産業等の地域資源が豊富となった。また、新生南魚沼市の可能性を高め、自立したまちをつくるためには、行政だけでなく、市民一人ひとりがまちの将来に自覚と責任をもち、ともに知恵を出し

合いながらの行動が必要となる。

合併と同時期に発生した中越大震災によって甚大な被害を受けたこともあり、早期に「活力と魅力に満ちあふれ、安全で災害に強い快適なまちづくり」をイメージし明日を描くことが求められてきた。そこで南魚沼市は、『自然・人・産業の和で築く安心のまちづくり』を将来像とした「第1次南魚沼市総合計画」を平成17年度に策定し、生涯のどのステージもこの地で豊かに暮らせるまちづくりを進めている。

教育・文化分野においては、まちづくりの目標を「学ぶ喜び・文化をはぐくむ喜びのあるまち」として、地域の最大の課題は「ひとづくり」の認識のもと、学校教育においては『心豊かでたくましい児童生徒の育成』を目指しているほか、生涯学習等の各施策に取り組んでいる。

### (3) 特色ある高等教育機関

市内には、世界50カ国の学生が集い英語だけでコミュニケーションをとっている大学院大学である国際大学や医療系専門学校である北里大学保健衛生専門学院があり、これら特色ある高等教育機関と市、小・中学校が連携した学習機会の提供や文化交流などの取組に努めている。

国際大学は国際関係学と国際経営学の研究科を持つ大学院大学で、昭和57年4月1日に開学し、本年が創立25周年に当たる。当該大学は、当時の財界トップが、1970年代に先鋭化した貿易摩擦と日本企業の国際的な人材育成という社会的ニーズによって設立され、教育言語を英語とし、実学重視の教育に徹し、将来の経済界を担う人材を育成する高等教育機関としてスタートした。しかし、バブル経済崩壊後の日本経済の停滞によって、当該大学は日本人企業派遣生の減少に直面する一方、英語による修士課程教育と留学生教育が、国際機関の奨学金枠の拡大により世界の評価を高めてきたこともあり、現在では学生の8割以上を留学生で占めている世界でも例のない異色の高等教育機関である。今ではMBAを取り入れる大学が多く、英語を教育言語とする国際大学の異色性は薄れつつあるが、当該大学は「人の国際化」を明確に意識した日本では初めての大学であり、今まで世界100カ国、2,300余名の卒業生を送り出し、ここで学んだ卒業生の多くは、世界各地で今も国の中枢を担う人材として活躍している。本市は当該大学の存在により高等教育機関の国際化・異文化交流を実現してきた特色ある地域である。

北里大学保健衛生専門学院は、臨床検査技師養成科(3年制)、管理栄養科(4年制)、保健看護科(4年制)、臨床工学専攻科(1年制)を有する医療系専門学校として、国際大学と同じく昭和57年に開院し、高度な医療現場に対応する優れた人材の育成を目指し今日に至っている。学院は大自然の恵みに満ち溢れた環境にあり、日本の専門学校としては唯一、敷地内でワイン用のぶどう栽培や、北里ガーデン(食堂)を利用した農医連携・食の発展を目的とした地域に根ざした事業に積極的に取り組んでいる。また、

これまで本学大学病院からの当市立病院医師派遣、市立病院を臨床実習施設として利用、学院で市民向けセミナーの実施、災害時の相互支援協定等、地域に根ざした高等教育機関として共存共栄精神の基、連携を行ってきた。

特に市内大和地域は、保健・医療・福祉の三位一体事業を進めてきたパイオニアとして全国的に名高い大和医療福祉センターがあったことや、これら特色ある高等教育機関の存在により「保健・医療・福祉のまち」づくりや国際大学、北里学院を核とした「学園都市構想」によるまちづくりを進めてきた。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

当市でも、少子化の急速な進行や子どもたちを取り巻く環境がめまぐるしく変化してきており、一人ひとりの個性を重視し、自ら学び、考え、行動できる能力の育成が学校教育に求められている。また、当市の目指す『心豊かでたくましい児童生徒の育成』のためにも、国際化や情報化など、時代の変化に対応した教育を一層推進する必要がある。

市内には、前述した特色ある高等教育機関があり、市は、基礎的学習から高度な教育まで、充実した教育が受けられる環境整備に取り組んでいる。

国際大学内には、常時、約 50 ヶ国の外国人が学んでいる世界的に例のない異文化社会が存在している。ここで学ぶ学生は、英語を共通言語とし、互いの文化の違いを理解し、宗教、国家間の紛争や人種の違いを超越し、極めて良好な関係を育んでいる。また、外国人教員や留学生が市内で買い物や飲食をしていることもあり、多国籍の外国人と市民とが日常的に触れ合う機会も多い。さらに、大学が学生と地域との交流を目的として開催しているオープンデイやアセアン/ジャパンナイト等もあり、異文化を肌で感じ取れる環境はこの地の特性でもある。今日、国際化が進展する中で、国際社会に生きているという自覚と、広い視野を持ち、国を超えて相互に理解しあう人材を育てていくことは重要な課題であり、本市はこの優位性を活かし、小学生から異文化とふれあい国際理解教育を進める意義は大きいと考える。

国際的にも、我が国が国際協力として従来行ってきた物的な貢献だけではなく、今後は人的な面での協力が求められている。そのためには、世界情勢、文化の相違、歴史的背景などを理解し、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を正しく伝える能力を養うことが必要であり、特に世界の共通語である英語を用いたコミュニケーション能力の育成が求められている。

本市はこれまで、身近に国際大学があり、多くの外国人と触れ合える環境にあったことから夏休み期間を利用し、一部の小学校で留学生との交流や、小学校の教員研修を実施してきたが十分ではなかった。そこで、規制の特例措置を適用し、モデル的に市内の一部小学校のカリキュラムに「国際科」を設け、異文化にふれあい、国際理解教育のさらなる充実を目指す。また、このために必要なコミュニケーションツールとしての英語を楽しく学

べる「英語教育」を「国際科」に位置づけ取り組む。

具体的にはALTや国際大学の留学生を小学校へ派遣し、学級担任とのチームティーチングにより、外国人の文化・生活を体験的に学び、「英語教育」を通じコミュニケーション能力の必要性を認識させ、「国際理解」では世界の国々の多様な文化への関心と尊重に裏打ちされた国際人育成を目指す。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

南魚沼市ではこのように世界的に例のない特色ある国際大学が存することから「国際人の育成」を大きな目標とし、時代を担う子どもたちに異文化体験や早期に英語に慣れ親しませることにより、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身につけさせることを目指す。

具体的には、以下の取組を行う。

市内小学校5校に「国際科」を新設し、「国際理解」と「英語教育」を内容とした学習に取り組む。「英語教育」では簡単な英語会話等を体系的に学ぶことにより基礎的な英語力を育成する。「国際理解」では、「英語教育」で身に付けた英語会話等の力を十二分に活用しながら、体験活動等を通して積極的に外国人とコミュニケーションを図り、外国や自国の文化、習慣等への理解を深め、国籍を超えた「他者を認め尊重しあう心」を養う。

このため必要な人材は、ALTの増員、中学校英語教員の兼務発令、国際大学留学生の派遣、非常勤講師の採用（市民の中から英語に堪能で国際理解に長けている人を採用）で対応する。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 国際人の育成

幅広い視野をもった子どもの育成が行え、自ら考え自ら判断して行動できる優れた人材として地域社会に貢献することが期待される。

### (2) 地域社会の活性化と国際的な人的交流の促進

国際大学に学ぶ留学生とのふれあいによる国際感覚の涵養と、英語を主としたコミュニケーション活動により、子どもたちはもとより市民の国際理解や国際交流が促進され、地域社会の活性化につながる。また、こうした学生とのふれあいをおして将来にわたり人的交流が期待される。

## 8 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業  
その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) A L Tの増員

現在、4名のA L Tを雇用し、そのうち2名は小学校の希望に応じて派遣している。各学級が年間7～8回授業を受けられるように体制を整備している。他の2名は中学校6校へ派遣し、各学級が2週間に1回授業を受けられるようにしている。平成20年度、「国際科」導入に伴いA L Tを1名増員し、該当の5小学校へ週1回派遣し、すべての学級でチームティーチングができるようにする。

(2) 中学校教員の兼務発令

中学校の英語教員が小学校で教科「国際科」の指導ができるように、兼務発令を行う。

(3) 実施校への国際大学留学生の派遣

「国際科」の国際理解教育部分を担う者として国際大学留学生を小学校へ派遣する。

(4) 市費による非常勤講師の採用

「国際科」の指導補助にあたる非常勤講師(日本人)を採用する。当市においては、国際大学開学25周年の歴史の中で留学生等との交流があり、英語に関し高い知識・技能や専門性を備えた人材が育っている。地域の事情を承知しているこれらの非常勤講師を採用することによって地域の特性をいかした教育を行うことができるものである。

(5) 小学校教員研修の充実

国際大学と連携した効果的な研修システムを目指す。

研修は次の視点で行っていく。

意識改革

小学校教員の中には、英語に対する抵抗感が強い者もいる。そこで、簡単な英語や身振り手振り等でコミュニケーションを図ることができる様々な体験活動を設定し、「やればできる」という実感を通して意識改革を促す。

授業力の育成

授業構想の立て方や指導案の書き方、効果的な指導法等についての研修を行う。

英語力の育成

英語で流暢に日常会話ができる必要度はあまり高くないが、授業で使う基本的な英語の語彙や活気ある授業づくりに役立つ英語表現等についての研修を行う。

(6) 事業推進のための環境づくり

国際大学との交流

国際大学キャンパスを交流会場として、いろいろな国の人たちとの体験活動や英語活動をとおして積極的にコミュニケーションを図るような事業を課外活動に取り入れる。

中学校へのリレー

- ・ 上記のとおり小学校教員を対象とした研修はもとより、中学校とも積極的に連携を図り中学校教員を対象とした研修についても同様に、国際大学、南魚沼市教育委員会、南魚沼市学習指導センターの三者がそれぞれの持ち味を生かし、質的に高いレベルの研修を企画・実施する。
- ・ 平成 19 年度には、いろいろな国の人たちとの体験活動をとおして外国の文化を知るとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、国際大学の留学生を活用した一泊二日の国際交流・英会話合宿として、「インターナショナル・ビレッジ」を開催する。
- ・ 平成 20 年度には、生徒の英語学習への意欲を高めたり、国際感覚を育成したりするために、英語漬け合宿形式の事業として、「イングリッシュ・ビレッジ」を取り入れる。また、中学生の「海外派遣」も実施する。
- ・ 「国際科」非常勤講師を中学校へ派遣し、中学校へ入学した子どもが中 1 ギャップで不適應になったり、英語の学習意欲を減退させたりしないように、小・中連携・接続を十分図り、コミュニケーションツールとしての英語への興味関心を高める。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

南魚沼市立の小学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成 20 年 4 月 1 日

4 特定事業の内容

( 1 ) 事業に關与する主体

南魚沼市

( 2 ) 事業が行われる区域

南魚沼市の全域

平成 20 年度 南魚沼市の 5 小学校

( 五日町小学校、大巻小学校、城内小学校、五十沢小学校、西五十沢小学校 )

順次拡大していく。

( 3 ) 事業の実施期間

平成 20 年 4 月 1 日より、下記 5(3)の教育課程の基準によらない部分が教育課程の基準内になるように学習指導要領が改訂されるまで。

( 4 ) 事業により実現される行為や整備される施設等

市立小学校に中学校英語教師 ( 兼務発令 )、国際大学留学生、非常勤講師を派遣  
小学校第 1 ~ 6 学年で教科「国際科」の実施

5 当該規制の特例措置の内容

( 1 ) 規制の特例措置の必要性

英語活動等の現状から

平成 18 年度小学校英語活動実施状況調査における、本市の小学校 20 校の実態では、全学校が実施しており、第 1・2 学年では、特別活動や課外活動で、第 3 学年から第 6 学年では、「総合的な学習の時間」で実施している。年間実施時間数は、第 1・2 学年では、5 時間程度、第 3 学年から第 6 学年では、9 時間程度である。活動内容は、全学年とも、「歌やゲームなど英語に親しむ活動」が最も多く、以下「簡単な英会話(挨拶、自己紹介)の

練習」「発音の練習」「文字に触れる活動」「交流活動など実体験を通じて英語や異文化に触れる活動」の順である。

現在実施されている各小学校の英語活動は様々であり、年間指導計画、時数や指導方法、教材等は各学校の任意である。全体としては、実施時間数の不足や取り上げる内容にばらつきがあり、系統性に欠ける点も見られる。

一方、本市の大和地域には国際大学があり、様々な国からの留学生が学んでいるため、今までも、いくつかの小学校が国際理解教育の指導者として招き、交流を図ってきているところである。特に、当該大学を学区内に抱える浦佐小学校には、留学生を親に持つ子どもたちもたくさん在籍してきており、これらの子どもたちやその親との交流が活発に行われている。しかし、計画的な交流活動にまでは至っていない。

そこで、本市がめざす、外国人との英語によるコミュニケーションを通して相手の思いを受け止めたり、自国の文化や伝統の良さに気づいたりできる、『心豊かでたくましい児童生徒の育成』のため、「英語教育」と「国際理解」を体系的に実施する「国際科」を小学校の全学年に一定時間設定するものである。

そのためには、「総合的な学習の時間」をはじめとする現行の学習指導要領の規制を外した特例措置を設ける必要がある。

#### 「国際科」新設のねらい

現代は、国際化、情報化が急速に進展しており、時代に対応して将来様々な分野で活躍できる人材の育成をめざした教育を行う必要がある。そのためには、自分の考えを持ち、自分の言葉で、相手と適切なコミュニケーションを図れるようにすることが重要であり、小学校段階における英語教育の果たす役割はたいへん大きいと考える。その基本として、小学校では、相手の立場を理解し、思いやりの気持ちをもって接したり話を聞いたりし、自分の考えや意見を持ち、それらを相手に正確に伝えることのできる基礎的な力を育成しなければならない。そこで、英語の学習をすることにより、外国の文化を学んだり、外国人との交流を通して自国の文化や伝統の良さに気付かせたり、さらに、自分の思いを伝え、相手の思いを受け止めることを学ばせることによって、コミュニケーションに対する積極的な意欲や態度を育成する必要があり、このことが本市の「国際科」新設のねらいである。

#### 国際科の主な内容

本市が実施しようとしている「国際科」では、「英語教育」と「国際理解」を実施する。特に、本市の目指す「英語教育」のねらいは、ア)英語はコミュニケーションや国際理解のための一手段であり、日常会話の基礎を培う段階までの英語力を身につけさせること。イ)「聞く、話す」領域に力を入れ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態



度を育てること、の2つである。また、「国際理解」のねらいは、ア)思いやりの気持ちや優しさ・逞しさを育くみ、国際感覚を有する市民を育てること。イ)外国人との交流を通して、自国の文化や伝統の良さに気づくことのできる力を育成すること。の2点である。

「英語教育」と「国際理解」の具体的な取組としては、ア)国際大学との交流や留学生の活用、イ)小学校と中学校の連携・接続をより強固なものにするために、ALTの他に非常勤講師を派遣すること、である。特に、非常勤講師の派遣により小学校でさらにきめ細かい英語指導が可能なり、また、同じ非常勤講師が中学校でも指導に当たることで児童生徒の様子を十分把握でき、小・中学校の教員がそれらの情報を共有する中で、中1ギャップといわれる不適応生徒への対応も柔軟に図れるものとする。

(2) 取組の期間

平成20年度から本事業を開始し、平成23年度までに本取組の評価を行い、改善を図る。

(3) 教育課程の基準によらない部分

小学校第1学年から第6学年の全学年に「国際科」を新設する。

小学校第1・2学年については、年間10時間「国際科」を実施するが、この時間は「生活科」から年間10時間削減して「国際科」に充てる。

小学校第3・4学年については、年間25時間「国際科」を実施するが、この時間は「総合的な学習の時間」から年間25時間削減して「国際科」に充てる。

小学校第5・6学年については、年間35時間「国際科」を実施するが、この時間は「総合的な学習の時間」から年間35時間削減して「国際科」に充てる。

< 現行の授業時間 >

区分	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時間数
第一学年	272		114		102	68	68		90	34	34		782
第二学年	280		155		105	70	70		90	35	35		840
第三学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	105	910
第四学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	105	945
第五学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	110	945
第六学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	110	945

< 特区認定後の授業時間 >

区分	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	道徳	国際科	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時間数
第一学年	272		114		92(-10)	68	68		90	34	10	34		782
第二学年	280		155		95(-10)	70	70		90	35	10	35		840
第三学年	235	70	150	70		60	60		90	35	25	35	80(-25)	910
第四学年	235	85	150	90		60	60		90	35	25	35	80(-25)	945
第五学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75(-35)	945
第六学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75(-35)	945

(4) 要件適合性を認めた根拠

英語によるコミュニケーション能力の育成は、国際社会に生きる日本人としての自覚と人格の形成、個性豊かな文化の伸展を目指しており、喫緊の課題である「いじめ」や「不登校」の問題解決に大いに役立ち、ひいては「生きる力」の育成につながるものであり、新教育基本法に規定する「人格の完成をめざし」かつ「平和で民主的な国家及び社会の形成者として」ふさわしい資質を育成するという第1条(教育の目的)にも合致している。

また、「国際科」は「心の教育の充実」も目指し、相手とのコミュニケーションを通して思いやりの気持ちや優しさ・逞しさを育くむこととしており、これは、学校教育法第18条の「学校内外の社会生活の経験に基づき、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。」「郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。」に適合する。

さらに、本計画は、特区内のすべての小学校第1学年から第6学年までを対象とするものであり、憲法第26条や教育基本法第4条に規定されている「教育の機会均等」にも符合する。

以上のことから、本市が計画する事業は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法に示される理念や目標を踏まえたものである。

小学校第1・2学年において、「生活科」から年間10時間を削減するが、小学校学習指導要領第2章第5節「生活科」の目標である「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」は、新設する「国際科」において、体験的に異文化に触れる「国際理解」

及び国際的なコミュニケーションツールである英語に親しむ「英語教育」を通じて十分達成できると考える。

小学校第3・4学年は年間25時間を、第5・6学年は年間35時間を、「総合的な学習の時間」から削減するが、小学校学習指導要領第1章第3「総合的な学習の時間の取扱い」2に掲げられるねらい「(1)自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること (2)学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。」は、新設する「国際科」の異文化の人々と豊かに交流できるコミュニケーション力の育成及び他者を正しく認識する力や他者の立場を豊かな感受性をもって理解し共感する力、自己の信念を明確に持ち積極的に表現できる力の育成を通じて達成できると考える。なお、総合的な学習の時間における「学び方学習」や「郷土を調べる学習」など小・中の連携が図れる分野は、小・中を見通して内容を焦点化することとする。

(5) 計画初年度の教育課程の内容等

「国際科」の時数と内容

「国際科」の授業では、全学年が「英語教育」「国際理解」を実施することとする。

学年	総時数	領域			
		英語教育		国際理解	
		時数	内容	時数	内容
1	10	5	・英語であいさつ(簡単なあいさつ) ・英語で遊ぼう(体を動かそう, 歌, ゲーム, チャンツ等)	5	・外国の人との交流 (外国のあいさつや遊び等)
2	10	5	・英語であいさつ(簡単なあいさつ) ・英語で遊ぼう(体を動かそう, 歌, ゲーム, チャンツ等)	5	・外国の人との交流 (外国のあいさつや遊び等)
3	25	20	・英語であいさつ(色々なあいさつ) ・英語で知ろう(自己紹介, 簡単な対話等)	5	・外国の人との交流 ・外国の文化・習慣を知ろう (外国の日常のあいさつや衣食住などごく基本的な生活習慣等)
4	25	20	・英語であいさつ(色々なあいさつ) ・英語で知ろう(自己紹介, 簡単な対話等)	5	・外国の人との交流 ・外国の文化・習慣を知ろう (外国の日常のあいさつや衣食住などごく基本的な生活習慣等)
5	35	30	・英語であいさつ(色々なあいさつ) ・英語で伝えよう(ふるさと自慢, 私の将来の夢, 買い物などの模擬体験)	5	・外国の人との交流 ・日本の文化を伝えよう (お互いの文化や習慣などの共通点や相違点について話し合う)

6	35	30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英語であいさつ(色々なあいさつ)</li> <li>・英語で伝えよう(ふるさと自慢, 私の将来の夢, 買い物などの模擬体験)</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の人との交流</li> <li>・日本の文化を伝えよう(お互いの文化や習慣などの共通点や相違点について話し合う)</li> </ul>
---	----	----	---	---	---

「英語教育」では、国際理解を通して外国の文化への興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てることを目標とし、ALTによる指導やコミュニケーション活動等を行う。

「国際理解」では、本市の児童を国際感覚を有する市民に育てていきたい。そのために、国際大学と連携を図り、異文化の人々と豊かに交流できるコミュニケーション力をつけると共に、他者を正しく認識する力や他者の立場を豊かな感受性をもって理解し共感する力、自己の信念を明確に持ち積極的に表現できる力を身につけさせたいと考えている。そこで、「国際理解」を重点的に取り上げるにより国際感覚を養う基盤づくりを行なっていくこととした。その役割は国際大学の留学生が担う。多国籍の留学生を活用したこの取組を行えるのは唯一、当市のみであり、この優位性による教育効果を目指す。

#### 「国際科モデルプラン」の作成

学年の発達段階を踏まえ、「国際科モデルプラン」を作成する。文部科学省の指定を受けて先行研究をしている浦佐小学校の成果を踏まえてモデルプランを作成し、20年度から実践を開始する学校へ示していく。

#### 評価

「国際科」の評価では、数値的な評定は出さず、国際理解と英語教育の学習活動において、学習に対する児童の関心・意欲・態度面を中心にそれぞれ複数の観点を設け、児童の感想や意見、活動の様子等をもとに、ねらいにどの程度迫ることができたかを把握し、情意面について文章表記で行っていく。

#### ALT等とのチームティーチングの充実

「英語教育」すべての時間に、学級担任とのチームティーチングが行えるように、市雇用のALT・非常勤講師を各学校へ派遣する。また、必要に応じて中学校の英語教員も併せて派遣する。「国際理解」の時間には、学級担任とのチームティーチングが行えるように、国際大学留学生・非常勤講師を各学校へ派遣する。

#### 教材・教具

平成19年度、先行研究を行っている浦佐小学校において、教材・教具の整備・開発を進める。その際、いわゆる「教科書」に相当するものは使用せず、推進校による自作教材の他に、絵本、紙芝居、フラッシュカード類を収集、整備していく。また、市でも教材バンクを整備し、各学校へ貸し出しを行う。

#### 小学校教員の研修の充実

ア 市学習指導センターが中心となり、研修講座をより充実させたり、講師派遣について国際大学と連携したりするなどし、指導法や国際理解教育のあり方についての研修

会を実施する。

イ 平成 19 年度は、浦佐小学校における授業公開を通して研修を行う。

ウ 各学校においては、指導案の作成や A L T との授業実践、国際理解教育担当者を中心とした研修及び外部講師を招いての研修など校内研修の充実を図る。

#### A L T 対象の研修の充実

市教育委員会を中心に、A L T の研修会を定期的実施し、教材の開発並びに指導法、学校生活に関する情報交換、サービスについての研修等を行うことにより、資質の向上を図り、質の高い授業を旨とする。

#### 市外からの転校生への対応

小学校で市外から転校生が転入してきた際は、該当学校及び学年の授業の状況等を考慮し、担任や A L T 等により適切に対応していく。

#### 人材バンクの整備

次年度以降の指定校拡充への対応として、「国際科」の中の「国際理解」の授業を円滑に推進していくために、外国人はもとより、外国語に堪能な人や外国の文化に精通している人、外国生活経験者等を「ボランティア」として公募し、各学校へ派遣する。